

平成 25 年 度

包 括 外 部 監 査 の 結 果 報 告 書

【 概 要 版 】

(公有財産等に係る事務の執行)

平成 26 年 3 月

岐阜県包括外部監査人

公認会計士 渋谷 英 司

包括外部監査の結果報告書

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類.....	1
2	選定した特定の事件	1
	（1）外部監査対象.....	1
	（2）外部監査対象期間.....	1
3	事件を選定した理由	1
4	外部監査の方法.....	2
	（1）監査の要点.....	2
	（2）監査対象部署	2
	（3）主な監査手続.....	3
5	外部監査の実施期間	3
6	外部監査人及び補助者の資格と氏名	3
7	利害関係	4
第2	包括外部監査対象の結果の要約	5
1	包括外部監査の実施手続	5
	（1）実施手続の概要	5
2	指摘及び意見の一覧	6
	（1）岐阜県の資産の状況に係る指摘及び意見.....	6
	（2）公有財産の概要に係る指摘及び意見.....	11
	（3）個別検討結果に係る指摘及び意見	13

報告書に記載している金額は、表示単位未満を切り捨て表示しています。

「※」マークは、識別した事項の中で、監査人として特に伝達したい事項であり、
「※」マークの数が多いほど、重要度が高い事項です。

包括外部監査の結果報告書

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 外部監査対象

公有財産等に係る事務の執行

<対象資産の範囲>

- ・知事部局…土地、建物
- ・岐阜県土地開発公社…土地、建物
- ・岐阜県住宅供給公社…土地、建物、タウンビル事業に係る債権
- ・公益社団法人岐阜県森林公社…森林資産、建物
- ・公益社団法人木曾三川水源造成公社…森林資産、建物

(2) 外部監査対象期間

平成24年度

(ただし、必要な範囲内で過年度分、平成25年度分も対象にします。)

3 事件を選定した理由

地方自治体は、行政目的を達成するために、多くの公有財産を保有しています。公有財産は県民から付託された重要な資産であり、常に良好な状態において管理し、その所有の目的に応じて効率的に運用しなければなりません。

総務省は、「新地方公会計制度実務研究会報告書」において「貸借対照表」「行政コスト計算書」等の作成を推奨しており、「地方公共団体における新しい公会計整備の目的の一つは資産・債務の適正な把握と管理であ

り、中でも資産価値の適切な評価は重要である。」としており、財産管理の重要性が増してきています。

住民の生活との関連が深い公有財産は、土地・建物を中心として構成されていますが、施設の整備・維持管理には多額の資金を要します。高度成長期を機に整備が進められたいわゆる「箱物」に関しては、今後、耐用年数が到来するものが増加する傾向にあるとともに、必ずしも有効に利用されていない施設も存在します。厳しい財政状況の中で、今後、どのような方法で県が保有する施設の維持管理・更新を進めていくかに関しては、社会的な関心事となっています。

そのため、土地・建物を中心に、公有財産等に係る事務が、関係諸法令に従い適法・適切かつ効率的に実施されているかを検証することは時宜にかなっているものと判断し、主要な財政援助団体が保有する土地・建物の管理を含めて、監査テーマとして選定しました。

4 外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ア 公有財産の利用状況が把握され、有効に利用されているか。
- イ 公有財産の管理は適切に行われているか。
- ウ 公有財産台帳の記載は適切に行われているか。
- エ 公有財産の取得及び処分は法令・規則等に基づいて適切に行われているか。
- オ 行政財産と普通財産の区分は適切に行われているか。
- カ 公有財産の貸付には合理性があり、貸付の手続は適切に行われているか。
- キ 貸付料の算定は適切に行われているか。
- ク 財産の借受は合理的であり、借受手続が適切に行われているか。
- ケ 過年度の包括外部監査の結果に対する措置は適切に行われているか。

(2) 監査対象部署

- ア 知事部局
- イ 岐阜県土地開発公社
- ウ 岐阜県住宅供給公社

- エ 公益社団法人岐阜県森林公社
- オ 公益社団法人木曾三川水源造成公社

(3) 主な監査手続

- ア 所管課へのアンケートによる土地・建物の管理状況の確認、課題の把握
- イ 公有財産台帳及び公有財産台帳データの閲覧
- ウ 財産の取得、処分、貸付及び借受に関する規則・関連書類の閲覧
- エ 現場視察
- オ 貸付料の算定基準・減免手続の準拠性の確認
- カ 貸付財産の賃貸料、借受財産の賃借料の決定手続の準拠性の確認
- キ 公有財産台帳における資産評価の規則等への準拠性の検討
- ク 岐阜県土地開発公社、岐阜県住宅供給公社、公益社団法人岐阜県森林公社、公益社団法人木曾三川水源造成公社における、土地・建物等の評価、減損の状況の検討
- ケ 財務書類4表における資産計上額の検討

5 外部監査の実施期間

平成25年4月1日から平成26年3月14日まで

6 外部監査人及び補助者の資格と氏名

外部監査人	公認会計士	渋谷	英司
補助者	公認会計士	高木	由香里
補助者	公認会計士	大島	嘉秋
補助者	公認会計士	内山	隆夫
補助者	公認会計士	中村	貢
補助者	公認会計士	竹島	由美子
補助者	公認会計士試験合格者	堀田	幸智男
補助者	公認会計士試験合格者	久保	綾乃
補助者	公認会計士試験合格者	前野	竜範
補助者	公認会計士試験合格者	楳山	真

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定されている利害関係はありません。

概要版に記載している記載頁は「包括外部監査結果報告書」の本文の頁に記載しています。詳細については、報告書本編をご参照ください。

第2 包括外部監査対象の結果の要約

1 包括外部監査の実施手続

(1) 実施手続の概要

本監査においては大きく分類して、次の項目を検討しました。

- ア 監査対象部局へのアンケート調査（報告書 P85～）
- イ 財産の取得、処分、貸付、借受取引の個別検討（報告書 P102～）
- ウ 現場視察を通じた管理活用状況の検討（報告書 P106～）
- エ 未利用地及び未利用施設の管理状況の検討（報告書 P133～）
- オ 財政援助団体への往査（報告書 P136～）
- カ 今後の公有財産管理の検討（報告書 P214～）

各検討項目の手順の概要は次のとおりです。

ア 監査対象部局へのアンケート調査

本監査における足掛かりとするため、監査対象部署である知事部局全所属に対して調査票を送付しました。

イ 財産の取得、処分、貸付及び借受取引の個別検討

監査人が定めた抽出基準に基づいて、財産の取得、処分、貸付、借受につきサンプルを抽出しました。抽出サンプルにつき、事務手続が関係法令に従って適切に行われているか等の着眼点で検討を実施しました。

ウ 現場視察を通じた管理活用状況の検討

監査対象部局からのアンケート回答、公有財産台帳の情報等を参考にして、サンプルを抽出し、現場視察を実施するとともに、台帳の整備状況等を確認しました。

エ 未利用地及び未利用施設の管理状況の検討

監査対象部局からのアンケート回答から把握した、未利用地及び未利用施設につき、その処分見込等を検討しました。

オ 財政援助団体への往査

岐阜県土地開発公社、岐阜県住宅供給公社、公益社団法人岐阜県森林公社、公益社団法人木曾三川水源造成公社の往査を実施しました。土地・建物等の評価、減損の状況の検討や監査人が必要と判断した事項について検討しました。

カ 今後の公有財産管理の検討

岐阜県が平成 25 年 2 月に公表した「平成 25 年度から平成 27 年度の行財政改革の取組み」を閲覧し、県有施設等の維持管理費の適正管理に関する取組みにつき検討を実施しました。

2 指摘及び意見の一覧

(1) 岐阜県の資産の状況に係る指摘及び意見

岐阜県の資産の状況に係る指摘及び意見の一覧は表 2-2-1 のとおりです。

表 2-2-1 岐阜県の資産の状況及び公有財産の概要に係る指摘及び意見の一覧

区分	記載頁	指摘・意見の内容	対象課
財務諸表の作成方法	34～35	【意見】 財務諸表の作成方法に係る説明の見直し 貸借対照表の作成方法の説明資料において、「基準モデルに概ね準拠する方法」で作成していると記載しています。 基準モデルではインフラ資産を含む全ての資産について固定資産台帳が作成されます。一方、岐阜県では、インフラ資産については、個々の資産に関するデータはシステム内に保有しているものの、画面や帳票等により数量や金額が把握できる仕様にはなっていません。 インフラ資産の金額(16,127 億円)は貸借対照表の資産	財政課

		金額の 7 割を超えています。資産の重要な部分について「基準モデル」において必要とされている固定資産台帳が十分に整備されていないにもかかわらず、貸借対照表について「基準モデルに概ね準拠する方法」で作成していると説明することは適切ではなく、「岐阜県方式」で作成している旨とその作成基準を正確に説明することが適切です。	
インフラ資産に係る固定資産台帳	35～36	<p>【意見】※※ インフラ資産に係る固定資産台帳の整備の検討</p> <p>岐阜県は新地方公会計制度の推進に関して国より先行してきたこと、総合財務会計システム内部に各年度の公共事業の執行額のデータを蓄積していることから、この蓄積されたデータ等を利用してインフラ資産に関する正確な固定資産台帳を整備することが望ましいと考えられます。</p>	財政課
「主な建物」の明細	38	<p>【意見】「主な建物」の明細の作成の検討</p> <p>「主な建物」の明細は、平成 18 年度まで作成されていましたが、現在は作成されていません。</p> <p>「主な建物」の明細は、県が取得した建物に関する情報を開示する有用な書類であることから作成することが適切です。</p>	財政課
事業用資産の建物の評価方法	44	<p>【意見】※※ 事業用資産の建物の評価方法の検討</p> <p>貸借対照表に計上する事業用資産の建物の評価は、取得の翌年度に取得後満 1 年を経過したものについて行っています。これは、取得年度に行うことが適切です。</p> <p>取得の翌々年度に初めて経年減点補正率を適用し、2 年分の減価償却費を計上していますが、取得の翌年度から経年減点補正率を適用することが適切です。</p> <p>また、現在の評価方法によれば、取得価額が基準価格に比べて安価な場合、評価替えを行うと評価益が計上されることとなります。一般的な企業会計においては評価益は計上しないことが通常であることから評価益が計上されないロジックにすることが適切です。</p>	財政課
耐用年数	45	<p>【意見】※ 耐用年数の見直しの検討</p> <p>貸借対照表に計上している事業用資産の建物の耐用年数について、岐阜県では、平成 10 年度の税制改正による耐用年数の変更時において、当時採用していた年数を継続適用しています。</p>	財政課

		<p>しかし、県庁舎の評価に関して、現行の省令における耐用年数を適用した場合と比べて、8億円を超える差異が認められるとともに、建替え検討時期を迎えていることも踏まえ、県が適用している耐用年数が使用実態を反映しているか、評価が適切かについて見直しの要否を検討することが望まれます。</p>	
公有財産の取得価額	47	<p>【指摘】※ 購入による取得価額が0円の公有財産への対応</p> <p>取得事由が購入となっているにもかかわらず、アクティブGなど、公有財産台帳の取得価額が0円になっているものがありました。</p> <p>公有財産データの登録にあたっては、必要な事項を漏れなく登録するとともに、その結果が正しいことを入力者以外の者が根拠資料に基づいて確認することが必要です。</p>	管財課 商業流通課
公有財産の取得価額	47～48	<p>【意見】※ 換地、交換、管理換えの場合の取得価額の取扱い</p> <p>換地、交換及び管理換えの場合、従前の支配が継続していると考えることが一般的ですので、このような場合、換地、交換及び管理換の対象となった資産の取得価額を受け入れた資産の取得価額として引き継ぐことが適切です。</p>	管財課
公有財産台帳の登録	48	<p>【意見】 公有財産登録内容の確認の徹底</p> <p>既に登録された公有財産台帳データについても、登録内容が不適切でないかについて、確認を行うことが適切です。また、台帳記載事項の修正が必要になった場合は、速やかに公有財産台帳データを修正することが適切です。</p>	管財課 人づくり文化課
公有財産台帳の登録	48～49	<p>【意見】※ 共同管理等の場合の公有財産台帳の登録方法の検討</p> <p>複数課の共同管理資産、共用部分のある資産に関しては、システムの仕様に沿った処理ではあるものの、複数課で建物の取得価額の総額が登録されていたり、その事実に係る公有財産台帳への記載内容が不十分な事例が見受けられました。</p> <p>共同管理等の場合は、所管課で管理する財産の範囲が明らかになる形で、所管課における公有財産データの登録を行うことが望まれます。</p>	管財課 保健医療課 子ども家庭課

<p>公有財産 台帳の登 録</p>	<p>50</p>	<p>【指摘】※※ 公有財産台帳の登録ルールの確立</p> <p>公有財産台帳の様式は、県が財産を把握・管理するにあたって必要な情報の把握・管理のために設計されたものですが、現状の公有財産台帳では、基本的な情報であっても、統計業務、決算処理に用いない取得価額等に関しては、データの登録が適切に行われていないケースがありました。</p> <p>財産台帳に記載を求められる事項のうち総合財務会計システムに登録するデータについては、正しく登録し、チェックを行うルールとすることが必要です。</p>	<p>管財課</p>															
<p>貸借対照 表におけ る資産評 価</p>	<p>51</p>	<p>【意見】※※ 貸借対照表作成の際の財産評価のあり方の検討</p> <p>貸借対照表を作成する際の事業用資産は、公正価値により評価することとなっています。しかし、財産台帳の台帳価格は簡便な評価方法によっているため、ソフトピアジャパンセンター、県民文化ホール未来会館など、公正価値から乖離しているケースがありました。</p> <p>財産台帳の台帳価格を貸借対照表に計上する金額とすることの適否について、吟味することが必要です。</p> <p><参考> (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="488 1227 1150 1518"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>取得年度</th> <th>取得価額</th> <th>評価試算値</th> <th>評価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ソフトピアジャパンセンター</td> <td>平成7年度</td> <td>24,936</td> <td>13,615</td> <td>2,919</td> </tr> <tr> <td>県民文化ホール未来会館</td> <td>平成6年度</td> <td>12,594</td> <td>6,637</td> <td>1,095</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 評価試算値は、該当資産の耐用年数を適用し、取得価額に経過年数に応じた経年減点補正率を適用して算出しています。</p> <p>2 評価額は「岐阜県公有財産評価要領」に基づき、基準価格(構造・建物種類により㎡当たりの単価を一律に適用)に経過年数に応じた経年減点補正率を乗じて算出されています。</p>	施設名称	取得年度	取得価額	評価試算値	評価額	ソフトピアジャパンセンター	平成7年度	24,936	13,615	2,919	県民文化ホール未来会館	平成6年度	12,594	6,637	1,095	<p>財政課</p>
施設名称	取得年度	取得価額	評価試算値	評価額														
ソフトピアジャパンセンター	平成7年度	24,936	13,615	2,919														
県民文化ホール未来会館	平成6年度	12,594	6,637	1,095														

事業用資産の評価	62	<p>【意見】※※ 建物の台帳価格を事業用資産の評価額として使用することの妥当性検討</p> <p>事業用資産に関して、取得後、耐用年数の半分未満しか経過していないにもかかわらず、県民文化ホール未来会館、岐南ポンプ場など、財産台帳の取得価額と台帳価格が 90%以上乖離している事例が見られました。公正価値は、活発な市場価格に基づく時価であることから、資産を取得した直後の公正価値は取得価額に近い金額であると考えられます。現状の事業用資産の評価額の算定方法は、構造・細目等のみにより非常に簡易な評価を行っている台帳価格を用いているため、施設のデザインや建設方法等によっては実態に即していない評価額となっている場合があります。</p> <p>取得価額と現状の台帳価格との間に一定割合以上の乖離がある場合には、取得価額や鑑定評価額等を考慮して事業用資産の評価額を決定することの検討が望まれます。</p> <p><参考> (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="488 1126 1166 1417"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>取得年度</th> <th>取得価額</th> <th>評価試算値</th> <th>評価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県民文化ホール未来会館</td> <td>平成6年度</td> <td>12,594</td> <td>6,637</td> <td>1,095</td> </tr> <tr> <td>岐南ポンプ場</td> <td>平成5年度</td> <td>1,153</td> <td>436</td> <td>46</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 県民文化ホール未来会館、岐南ポンプ場の耐用年数は、それぞれ 65 年、45 年を適用しています。</p>	施設名称	取得年度	取得価額	評価試算値	評価額	県民文化ホール未来会館	平成6年度	12,594	6,637	1,095	岐南ポンプ場	平成5年度	1,153	436	46	財政課
施設名称	取得年度	取得価額	評価試算値	評価額														
県民文化ホール未来会館	平成6年度	12,594	6,637	1,095														
岐南ポンプ場	平成5年度	1,153	436	46														
連結財務諸表	63	<p>【意見】※ 連結財務書類 4 表の作成</p> <p>平成 18 年の総務省の指針では、連結財務書類 4 表を作成するように要請していますが、岐阜県では、連結貸借対照表しか作成していません。</p> <p>早期に連結行政コスト計算書、連結純資産変動計算書及び連結資金収支計算書を作成して、総務省の要請に応えることが適当です。</p>	財政課															
連結財務諸表	66	<p>【意見】 連結対象とする法人の範囲の明確化</p> <p>岐阜県では、連結貸借対照表の作成に当たり、出資比率 25%以上 50%未満の第三セクターのうち「実質的に県</p>	財政課															

	<p>が主体となって関与している」法人を連結対象としていません。総務省の「新地方公会計制度研究会報告書」(平成 18 年 5 月)では、「出資団体がその業務運営を実質的に支配している」と認められる法人を連結対象とすることとしており、連結対象とする法人の範囲の考え方が異なっています。</p> <p>総務省の基準に基づいて連結対象法人を定める必要があるため、連結範囲の表現を見直すことが適当です。</p>	
--	---	--

(2) 公有財産の概要に係る指摘及び意見

公有財産の概要に係る指摘及び意見の一覧は表 2-2-2 のとおりです。

表 2-2-2 公有財産の概要に係る指摘及び意見の一覧

区分	記載頁	指摘・意見の内容	対象課
財産区分の見直し	87～88	<p>【指摘】※ 財産区分の見直しの検討不十分</p> <p>行政財産の用途廃止は、個別の事象ごとに所管課の意思決定に基づいて行われており、現存する施設自体は公用又は公共の用に利用されていない場合であっても、今後の所管課による利用の可能性があれば、行政財産のままで保有されているなど、普通財産への切替えの要否の判断において、所管課による判断の余地が見受けられます。</p> <p>将来、再び行政財産として使われる可能性はあるとしても、現に公用又は公共の用に利用されていないか、確実な利用の予定が見込まれないのであれば、普通財産とする必要があります。</p>	管財課 環境管理課 建設政策課
用途廃止	88	<p>【指摘】※ 用途廃止すべき行政財産への対応未了</p> <p>畜産研究所の建物は、老朽化により使用不能であるにもかかわらず、行政財産のままとなっていることから、用途廃止を行い、普通財産とする必要があります。</p>	農政課
公共施設マネジメントの体制	90	<p>【意見】※※ 公共施設マネジメントの体制の検討</p> <p>公共施設マネジメントを推進するためには、管財課がリーダーシップを発揮して、公共施設の状況を正しく把握する仕組みを整えとともに、予算を司る財政課や個々の財産を所管する各課との調整を図りながら、全庁的な</p>	管財課 建設政策課

		観点からの公共施設マネジメントの体制づくりを進めていくことが重要であると考えます。	
公有財産の不法占有	91	<p>【意見】 不法占拠の早期解消に向けた取組みの推進</p> <p>河川課が所管する廃川河川敷において、一部、耕作地として不法占有の部分があります。</p> <p>早期解消への取組みが望まれます。</p>	河川課
南飛騨健康増進センターの森林の利活用	93	<p>【意見】 直接使用していない森林の利活用の体制の検討</p> <p>南飛騨健康増進センターに関連して取得された森林部分は、行政財産とされています。</p> <p>直接使用していない部分は県全体で情報共有を行い、保持する目的を損なわない範囲で、他の用途での利活用ができるようにすることにより、県保有資産のより効果的な利用促進が可能となると考えます。</p>	健康福祉政策課
公の施設の利用度把握	95～96	<p>【意見】** 利用度把握のための指標設定の推進</p> <p>公の施設 60 施設のうち、半数の 30 施設については、利用者数、定員稼働率など、施設の利用度を把握する指標を設定していませんでした。</p> <p>公の施設は県民が利用する施設であるため、適切な指標を定め、利用状況を把握し、利用率の向上を図ることが適切です。</p>	財政課
「さぼう遊学館」の想定利用者数未設定	97	<p>【意見】** 想定利用者数の未設定</p> <p>「岐阜県さぼう遊学館」については、総合レクリエーションゾーンとしての利用者想定はあったものの、「岐阜県さぼう遊学館」という公の施設についての想定利用者数の設定はありませんでした。これでは、想定どおり利用され、設置の効果が達成されているかについて、所管課として判断し、適時に必要性を見直す体制が十分ではなかったといえます。</p> <p>当該施設については、施設の利用がピーク時の 20%程度まで減少していることから、現在でも当該施設が本当に住民に役立っているか、施設が存続する必要があるかについて、検討を行うことが必要です。</p> <p>今後は、指定管理者に目標を設定させて利用率の向上を図ることが適切です。</p>	砂防課

(3) 個別検討結果に係る指摘及び意見

個別検討結果に係る指摘及び意見の一覧は表 2-2-3 のとおりです。

表 2-2-3 個別検討結果に係る指摘及び意見の一覧

区分	記載頁	指摘・意見の内容	対象課
貸借財産 台帳の登 録	105	【指摘】※ 貸借財産台帳データの入力内容の確認 貸借財産台帳の貸借条件に余分な文言が記載された ままとされている事例がありました。 決定した内容に基づいて正しく貸借財産台帳データ の登録を行い、登録者とは別の職員が入力チェックを実施 するといったルールとすることが適切です。	管財課 商業流通課
貸借財産 台帳の作 成	105	【指摘】 貸借財産台帳の作成漏れ 土地貸付について、貸借財産台帳の作成が漏れてい た事例がありました。 貸借財産台帳は、漏れなく作成する必要があります。	公共建築住 宅課
ソフトピア ジャパン の施設の 利活用	109 ~ 110	【意見】※※ ソフトピアジャパンの施設の更なる利活用 の推進 ソフトピアジャパンの一般利用者が利用する施設の中 には、センタービルの特別会議室、研修室、レセプション ルーム、アネックスのミーティングルーム、その他など、利 活用が十分に行われていないと思われるものがありました。 技術開発室の賑わいを核としつつも、貸出施設・大垣 市の情報工房等を含め、全体として魅力ある施設とすべ く、更に創意工夫することが望まれます。	情報産業課
ソフトピア ジャパン センター の利用料 金規程届 出	111	【指摘】※ 利用料金規程届出に係る一部施設の漏れ 指定管理者は知事の承認を得たうえで利用料金を定 めるものとされていますが、第一研究開発室から第三研 究開発室については、利用料金規程の届出の際に対象 施設一覧表に含まれていませんでした。 県は利用状況を把握し、所定の手続を行うよう、指定 管理者を指導する必要があります。	情報産業課

ソフトピア ジャパン センター の利用者 限定の貸 出施設	112	<p>【意見】※ 利用者限定の貸出施設の取扱いの検討</p> <p>第二レセプションルームー及び第二レセプションルーム二は、条例上の料金設定では別々に料金設定されていますが、現在の運用は同時利用のみとなっています。</p> <p>レセプションルームの一体利用、利用者限定の貸出施設への転用に関しては、利用実態を踏まえた条例等に反しない範囲での対応であるとの県の認識ですが、条例は公の施設の形態等の基本的事項に関する定めであるため、一時的でない内容の変更がある場合には、適時、条例の改正を行い、公の施設の利用実態と整合させることが適切です。</p>	情報産業課
ソフトピア ジャパン・ アネックス の低利用 施設	114	<p>【意見】 低利用の既存施設の有効利用の検討</p> <p>ソフトピアジャパン・アネックスの会議室等の利用率は低い状況でした。</p> <p>施設の有効利用に向けて、入居者利用・外部利用の両面から、検討を進めることが望まれます。</p>	情報産業課
ソフトピア ジャパン・ ドリーム・ コアの利 用促進	115 ~ 116	<p>【意見】 ドリーム・コアの利用促進の検討</p> <p>平成 24 年度には、利用停止期間が 4 か月あったとはいえ、ドリーム・コアの利用率は、平成 23 年度の利用率(30%超)から、平成 24 年度に 10%以上の悪化が認められました。</p> <p>企業等への働きかけ等を進め、施設の認知度を高め、利用促進を図ることが望まれます。</p>	情報産業課
ソフトピア ジャパン・ ドリーム・ コアの入 居説明	117	<p>【意見】 県の規則等との関連の確保</p> <p>ドリーム・コア国際インキュベートセンター(インキュベートルーム)応募方法のホームページでの入居に関する説明と「ソフトピアジャパンセンター条例及び同条例施行規則の運用方針」の表現とは異なっていました。</p> <p>利用者への周知は、本来、県と指定管理者との間で合意されている内容に基づいて、分かりやすい表現で周知すべきものであり、県や指定管理者が遵守すべき規則等の内容に即した表現とすることが適切であると考えます。</p>	情報産業課

ソフトピア ジャパン・ ドリーム・ コアの利 用料金	118	<p>【意見】 実態に応じた利用料金への改定の検討</p> <p>インキュベートルームの1年目の利用料は、規程上は「1,050 円/㎡」ですが、運用上は、減免できるという規定を毎回適用して、「525 円/㎡」としており、対外的には「525 円/㎡」で募集しています。</p> <p>実態に応じた利用料金に改定することが適切です。</p>	情報産業課
ソピア・フ ラッツ(ワ ークショ ップ 24 内) の利用促 進	120	<p>【意見】※ ソピア・フラッツの更なる利用促進</p> <p>これまでの状況では、居住環境が勤務地と隣接することへの需要は必ずしも高くありません。</p> <p>現在のソピア・フラッツの間取り・設備にニーズがあると思われる年齢層等の絞込みを行うなど、利用を推進するための更なる試みを進めることが望まれます。</p>	公共建築住 宅課
テクノプラ ザ・ベンチ ャーファク トリーの土 地に係る 意思決定	125	<p>【意見】 借受・購入の決定時の運営上のリスク要因の検討</p> <p>テクノプラザ・ベンチャーファクトリーの土地は、土地開発公社から借受けていますが、運営上のリスク等も考慮したうえで、借受とするのか、購入するのかを決定することが適切です。</p>	産業技術課
県営住宅 の維持管 理費	128	<p>【意見】 施設の維持管理費の十分な検討の実施</p> <p>北方住宅は、コンセプトを重視して建設されました。</p> <p>個性的な施設は、一般に維持管理費用が多くなる傾向が認められることから、今後の施設建設においては、設備の維持管理費を含めた観点からも十分な検討をするべきであると考えます。</p>	公共建築住 宅課
県営住宅 のコンセ プト	129	<p>【意見】※ 住宅のコンセプトの十分な検証の実施</p> <p>県営住宅の整備にあたり、個性的な仕様や新たな制度を採用する際には、所定の効果が得られるかを事前に吟味するのみならず、建設事業完了後においても効果を検証することが重要であると考えます。</p>	公共建築住 宅課
県営住宅 の計画と 現状の乖 離への対 応	129	<p>【意見】※ 計画と現状の乖離状況に対する対応の実施</p> <p>北方住宅に関しては、建設時の意図が反映されず、十分に活用されていない点があります。</p> <p>岐阜県として独特のコンセプトに基づいて公営住宅を整備した結果、建設コストや維持コストが他の同規模の公営住宅より割高となっていないか、有効に活用されていない設備をどのように運用すれば有効に活用できるの</p>	公共建築住 宅課

		か等を検討し、管理運営に反映させるとともに、建替えを含めた今後の公営住宅の整備・管理運営に活かしていくことが重要であると考えます。	
アネックス・テクノ 2 の利活用	130 ~ 131	<p>【意見】※ 施設の利活用のための踏み込んだ議論の実施</p> <p>アネックス・テクノ 2 は、合築施設とするほうがランニングコストの面等でメリットがあると考えられたため、合築で建設されました。しかし、今回のように、方針転換があった際には、建物の独自性が確保できないことによる転売等の制限のリスクを有することになりました。</p> <p>管理コストの効率化を図ることは重要ですが、中長期的なリスクを考慮して目的に応じて施設を整備するよう、留意することが重要です。</p> <p>旧(株)新産業支援テクノコアからの引継ぎの施設部分は、利用率は高くありません。</p> <p>教育研修機関として活用するのであれば、現在の利用方法を含め、どのような分野で需要があるかを再調査したうえで、資金負担も踏まえた効果測定を行うとともに、十分に利活用ができないのであれば、処分に踏み切るなど、期限を定めて、当該施設への対応についての踏み込んだ議論を進める必要があると考えます。</p>	産業技術課
岐阜市端詰町県有地の管理	132	<p>【意見】 適切な表示と安全対策の実施</p> <p>廃止された旧職員駐車場用地に、職員駐車場の看板が掲げられたままとなっていました。また、フェンスや出入口の扉が老朽化していました。</p> <p>土地を適切に管理・運用するうえでは、看板は現状に合った表示とするとともに、老朽化した箇所については、修繕を行うなどして、安全対策を講じることが適切です。</p>	管財課
未利用財産への対応	136	<p>【意見】※※ 未利用財産の有効活用のための検討</p> <p>未利用地及び未利用施設 42 件のうち、平成 19 年度以前に未利用と認識された土地及び施設は 18 件あり、5 年を経過しても、具体的な売却計画等が策定されていない物件もあるのが現状です。</p> <p>また、入札等を行ったものの不調となり、売却できなかった事例が多くあります。一定回数入札等を行っても売却できなかった財産に関しては貸付の検討を進めるなど、</p>	管財課

		売却以外の有効利用方法も検討することが望まれます。	
土地開発公社(ソフトピアジャパンの工業団地)	146	<p>【意見】※ 分譲促進のための主体的な解決策の検討実施</p> <p>ソフトピアジャパンの工業団地の分譲は、土地開発公社の自主事業ですが、誘致する産業等のコンセプトは、岐阜県の計画によっています。</p> <p>一部、売れ残っている工業団地の分譲の促進については、土地開発公社の営業努力だけでは解決できない部分もあるため、岐阜県の担当部署が主体的に解決策を検討することが適切です。</p>	情報産業課 用地課
土地開発公社(ソフトピアジャパンの駐車場利用区画)	146	<p>【意見】※ 駐車場利用の分譲区画に係る方針の決定</p> <p>「ソフトピアジャパン」の売れ残っている分譲区画の中に駐車場として利用されている区画があります。</p> <p>この売れ残っている分譲区画については、最終的に分譲するのか、恒久的に駐車場として利用するのかを検討することが適切です。駐車場として恒久的に利用するのであれば、岐阜県が土地開発公社から買取ることを検討することが適切です。</p>	情報産業課 用地課
土地開発公社(無償貸付物件)	148	<p>【指摘】※ 無償貸付に係る理由の明確化</p> <p>土地開発公社の「県庁周辺代替地事業用地」の県職員駐車場としての貸付は、無償で行われています。使用料を徴収することが適当でない理由が、明確に記載されていませんでした。</p> <p>無償貸付の理由は、決裁文書において明確に記載しておく必要があります。</p>	土地開発公社
土地開発公社(県で使用する土地)	148	<p>【意見】※ 県で使用する駐車場に係る買取の検討実施</p> <p>「県庁周辺代替地事業用地」は、現状、岐阜県に駐車場として貸付けられています。</p> <p>公共施設の駐車場として、今後も長期間にわたって利用する予定であれば、岐阜県が買取ることを検討することが適切です。</p>	管財課 用地課
土地開発公社からの借受駐車場	148	<p>【意見】 借受駐車場の適切な管理の実施</p> <p>岐阜県が土地開発公社から借受けている駐車場の中には、管理上問題があると思われる駐車場がありました。</p>	管財課

		敷地全体を駐車場として有効活用するうえでは、定期的に草刈を行うなど、適切に管理することが重要です。	
土地開発公社(利用度が低い無償貸付駐車場)	149	<p>【意見】※ 利用度が低い貸付駐車場の有効利用の検討実施</p> <p>土地開発公社から岐阜県に無償で貸している駐車場の中には、数台しか駐車していないものや駐車車両がないものがありました。</p> <p>駐車場として必ずしも必要でない土地については、岐阜県以外の第三者に売却する等の方法で、より有効に土地を利用する方法を検討していくことが適切です。</p>	土地開発公社
土地開発公社(賃貸事業用地の買戻しの検討)	151	<p>【意見】※ 賃貸事業における土地の買戻しの検討</p> <p>土地開発公社の賃貸事業の用に供されている土地について、現状の利用料では、利子と固定資産税等の維持管理費の原価しか回収できず、元金部分については回収できません。</p> <p>岐阜県全体の方針として、産業振興のために当該土地を賃貸するのであれば、土地開発公社において元金が回収できるように、岐阜県が買取って賃貸する方式とすることが望まれます。</p>	企業誘致課 情報産業課 用地課
土地開発公社(「公有用地」の連結貸借対照表における表示)	151 ~ 152	<p>【意見】※ 「公有用地」の表示区分の検討</p> <p>土地開発公社の「公有用地」については、土地開発公社の個別貸借対照表において、「流動資産」に計上されているため、連結貸借対照表上も「流動資産」に計上されています。</p> <p>しかし、岐阜県全体で考えた場合、公共施設用地として取得済の土地であるため、連結貸借対照表上は「固定資産」に計上することが適切です。</p>	財政課
土地開発公社の遊休土地の評価	152	<p>【意見】※ 遊休となっている公有用地の時価評価の検討</p> <p>土地開発公社の「りはとぴあ(仮称)整備事業用地」については、「公有用地」であるため、土地開発公社の個別貸借対照表において、時価評価されていません。</p> <p>長期間利用されていない遊休土地であり、当初の土地取得目的とは別の利用方法を模索していることから、時価評価を行ったうえで連結貸借対照表に計上することが適切です。</p>	財政課

土地開発 公社が保 有する「完 成土地」 「代替地」 の評価	152	<p>【意見】※ 「完成土地」「代替地」の時価評価の実施</p> <p>土地開発公社の「完成土地」、「代替地」については、連結貸借対照表上、「取得原価」により計上されています。</p> <p>しかし、土地開発公社の「完成土地」、「代替地」は、売却予定の土地であり、県が土地開発公社の帳簿価額で取得することが予定された土地ではないため、連結貸借対照表上、時価評価することが適切です。</p>	財政課
土地開発 公社が保 有する土 地への対 応	154	<p>【指摘】※※ 期限を設定した土地の利用に係る方向性の決定</p> <p>土地開発公社の「りはとぴあ(仮称)整備事業用地(2,738百万円)」、「中等教育学校寮建設事業(現中等教育事業)用地(85百万円)」、「県庁周辺代替地事業用地(339百万円)」の3事業用地は、土地の利用方法の決定には至っておらず、前回の外部監査から3年経過しても進展がみられません。</p> <p>岐阜県以外の第三者へ売却することを含め、期限を定めて結論を出す必要があります。</p>	健康福祉政 策課 用地課 教育総務課 管財課 土地開発公 社
住宅供給 公社(減価 償却の方 法)	159	<p>【指摘】 減価償却方法の規程と実態との乖離</p> <p>賃貸住宅資産及び賃貸施設等資産は、減価償却の方法が年金法と定められているにもかかわらず、実際には定額法が使用されていました。</p> <p>「岐阜県住宅供給公社会計規程」で定額法を採用する旨を規定することが必要です。</p>	住宅供給公 社
住宅供給 公社(減損 会計処理 ルール)	161	<p>【意見】 減損会計処理ルールの設定の検討</p> <p>減損処理を行うにあたっての資産のグルーピング方法等の考え方を定めておく必要がありますが、明確に定められていませんでした。</p> <p>減損会計処理ルールを定め、それに従って、検討を実施することが適切です。</p>	住宅供給公 社
住宅供給 公社(分譲 事業資産 の評価)	163	<p>【指摘】 分譲事業資産の評価不適切</p> <p>分譲事業資産(サニーハイツ花の木、サニーハイツ花もも)の評価において、事業計画における赤字は分譲事業資産の評価の際に考慮されていません。翌期以降の事業計画において赤字の計画であるならば、期末における正味売却価額は期末による評価額を下回っているとい</p>	住宅供給公 社

		<p>えます。</p> <p>「地方住宅供給公社会計基準」第 23 に従って、当該赤字額に対応する金額を評価損として認識する必要があります。</p> <p>また、より適切な評価を行うために、一括して事業計画上で認識している経費については、サニーハイツ花の木、サニーハイツ花ももに区分して認識する必要があります。</p>	
住宅供給公社(取得原価の按分方法)	164	<p>【意見】 取得原価の按分方法の適正化</p> <p>住宅部分・店舗部分から構成される建物の取得原価の按分に際し、補助金の対象部分と補助金対象ではない部分から構成されているにもかかわらず、補助金対象工事費における割合を用いて算出されていました。</p> <p>取得原価の算定にあたっては、工事を実施した面積比等を使用して、全ての工事費における割合を用いて算出することが合理的であると考えます。</p>	住宅供給公社
住宅供給公社(実在しない土地)	164 ~ 165	<p>【指摘】 実在しない土地の資産計上</p> <p>資産計上されている土地の中には、登記簿には記載されているものの、存在していないものがありました。</p> <p>実在しない資産を計上することは不適切であり、会計上、取消す必要があります。</p>	住宅供給公社
住宅供給公社(余剰地)	165	<p>【意見】 余剰地の早期移管への対応不十分</p> <p>住宅供給公社の保有する余剰地は、分譲と併せて、適時に市町村や地元自治会等に移管することが適切です。</p>	住宅供給公社
住宅供給公社(回収不能見込額の算定方法)	168	<p>【意見】※ 回収不能見込額の算定方法の見直しの検討</p> <p>タウンビル事業における滞納が認められる先の債権に関して、要綱に基づいて滞納分の 1/2 の貸倒引当金が設定されていますが、期日未到来分の債権に関しては、相手先ごとに要綱に定める引当率(36/1000~500/1000)で引当が行われています。</p> <p>回収不能見込額は、期限の到来・未到来に基づいて行うものでなく、相手先ごとの債権の回収可能性の判断に基づいて行うべきものであることから、要綱の定めを見直すことが適切です。</p>	住宅供給公社

住宅供給 公社(特別 引当金の 設定)	168 ~ 169	<p>【指摘】※ 特別引当金の設定ルール不明確</p> <p>タウンビル事業に関する特別引当金への繰入は、貸倒懸念債権については、相手先ごとに異なった繰入率が用いられていました。どのような状況になった場合にどのような率を適用するかが明確になっておらず、また、理事長による決裁も行われていませんでした。</p> <p>具体的かつ客観的な基準を設けるか、理事長の決裁を受ける必要があります。</p>	住宅供給公 社
住宅供給 公社(不 納欠損処 理)	169	<p>【意見】※ 回収不能債権の速やかな不納欠損処理</p> <p>担保物件の処分は完了しているものの、不納欠損の基準への適合が未確認のため、不納欠損処理が行われていない債権がありました。</p> <p>回収可能性がないと判断される債権については、不納欠損処理の基準への適合を確認のうえ、適時に不納欠損(貸倒)処理をすべきであると考えます。</p>	住宅供給公 社
住宅供給 公社(附属 明細表)	170	<p>【指摘】 附属明細表の内訳不適切</p> <p>財務諸表附属明細表における当期取崩額の一般賃貸住宅と高齢者優良賃貸住宅の内訳が誤っていました。</p> <p>附属明細表は基礎資料に基づいて作成するとともに、作成結果について、作成者以外の職員による確認を行うことが必要です。</p>	住宅供給公 社
住宅供給 公社(修繕 計画)	171	<p>【意見】 実績に基づく修繕計画の妥当性の検証の実施</p> <p>一般賃貸住宅に関しては、10年間の修繕予算額の1/10の半額を、引き当てていますが、高齢者優良賃貸住宅に関しては、40年間の修繕工事費用のうちの1/40を引き当てています。</p> <p>採用した修繕期間について修繕のサイクル等に基づいた裏づけを行うとともに、引当率についても説明ができる形で引当を行うことが適切です。</p>	住宅供給公 社
住宅供給 公社(修繕 計画の見 直しと修 繕引当金 への反映)	171	<p>【意見】 修繕計画の見直しと引当金への反映の実施</p> <p>修繕計画の見直しに関して、一般賃貸住宅に関しては計画金額に10%程度変化が認められたものの、引当金の計算には反映されていませんでした。高齢者優良賃貸住宅に関しては、見直しの話は持ちあがっていないとのことでした。</p>	住宅供給公 社

		<p>修繕計画の見直しに係る考え方を明確にするとともに、修繕計画の変更に伴う修繕引当金の算定方法の見直しに関するルールについても明確にすることが適切です。</p>	
住宅供給公社 (未成原価仮勘定の見直し)	173	<p>【指摘】 未成原価仮勘定の見直しの未実施</p> <p>未成原価仮勘定について、期末ごとの計上額の見直しが行われていませんでした。</p> <p>期末時において未成原価仮勘定として適切な金額を計上するために、見積りの見直しを行う必要があります。</p>	住宅供給公社
森林公社 (森林管理台帳の記載)	180	<p>【指摘】 森林管理台帳の個別契約単位での把握未確定</p> <p>平成24年度に関しては、会計基準の変更に伴う新しい台帳への移行作業の途中であったため、森林管理台帳において、個別契約単位で年度の費用及び収入の額の把握がされていませんでした。</p> <p>決算作業の過程において、会計帳簿(森林管理台帳)の記帳を完了したうえで、その確定数値が財務諸表と整合していることを確認することが必要です。</p>	森林公社
森林公社 (分収造林契約台帳の記載)	183	<p>【指摘】 分収造林契約台帳の記載不適切</p> <p>標準伐期齢以上の森林資産については、分収造林契約台帳と契約面積が異なっているものもありました。</p> <p>植栽面積は、会計処理の基礎となる数値であるため、その資料の正確性を確認する必要があります。</p>	森林公社
森林公社 (分収造林事業に関する実施要領の策定)	185	<p>【意見】※※ 分収造林事業における実施要領等の作成</p> <p>分収造林事業においては、主伐後の販売に係る手続等を明確に規定した実施要領等は作成されておらず、分収育林事業においては主伐の決定に際して行う調査の開始時期や理事会における主伐の計画決定及び承認の時期があいまいとなっていました。</p> <p>森林公社における、主伐の決定時期や主伐後の販売に係る手続等を明確にした実施要領等を定めることが適切です。</p>	森林公社
森林公社 (減損処理)	187	<p>【指摘】 減損処理に適用した按分割合の不統一</p> <p>分収林台帳で合計で管理している2つの森林資産の費用及び収益の按分割合と、分収林勘定へ振り替える際の按分割合が異なっていました。</p>	森林公社

		各森林資産への按分に使用する数値は、統一しておく必要があります。										
森林公社 (経営状況の適時公開と、対策への活用)	194 ~ 195	<p>【指摘】※※ シミュレーションでの変動要因の影響の検討不十分</p> <p>森林公社では、収支見込と合わせて、木材価格、販売材積及び利率の変動による収支見込の変動を試算していますが、これらの変動要因のこれまでの推移等が提示されておらず、変動要因がどの程度の幅で、どの程度変動しうるかに関する情報とつながっていないことから、公社の具体的な収支見込の幅を想定することは、実質的にはできない状況です。</p> <p>森林公社の実施する事業の性格を踏まえ、森林公社が置かれている状況、経営改善に向けた取組方針とその結果、主たる変動要素の変動を織り込んだシミュレーションを踏まえた森林公社の経営状況を県民に対して適時に公開することが必要であると考えます。県においても、起こりうるリスク・発生しうる負担の額を把握し、県として講じるべき対策の策定に役立てていく必要があります。</p>	治山課 森林公社									
森林公社 (長期収支試算に適用する時価)	195	<p>【意見】※※ 長期収支の試算に使用する時価の検討</p> <p>森林公社の長期収支の試算において、木材価格には過去5年の平均値が採用されています。</p> <p>木材価格は、近年、下落傾向にあることから、期末時点での木材価格による収支見通しの算定も検討することが望まれます。</p> <p><参考>スギとヒノキの木材価格 (単位:円/m³)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>5年平均</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スギ中丸太</td> <td>11,720</td> <td>11,400</td> </tr> <tr> <td>ヒノキ中丸太</td> <td>21,340</td> <td>18,500</td> </tr> </tbody> </table>		5年平均	平成24年度	スギ中丸太	11,720	11,400	ヒノキ中丸太	21,340	18,500	森林公社
	5年平均	平成24年度										
スギ中丸太	11,720	11,400										
ヒノキ中丸太	21,340	18,500										
木曾三川 水源造成 公社(数値不整合)	201	<p>【指摘】 貸借対照表と造林管理台帳との残高不一致</p> <p>分収造林と公社有林とに分けた場合、造林管理台帳残高と貸借対照表計上額が整合していませんでした。</p> <p>貸借対照表は補助簿である造林管理台帳の数値に基づいて作成する必要があります。</p>	木曾三川 水源造成公社									

木曾三川 水源造成 公社(実施 要領等の 作成)	203	<p>【意見】※※ 主伐の決定等に係る実施要領等の作成</p> <p>木曾三川水源造成公社では、主伐後の販売に係る契約締結や売買物件の引渡方法等の手続を定めた実施要領はなく、主伐の決定に際して行う調査の開始時期や主伐の計画に係る手続などについては定められていませんでした。</p> <p>主伐の決定に際して行う調査の開始時期や主伐の計画に係る手続などを決定し、主伐後の手続等について実施要領等を定めることが適切です。</p>	木曾三川水 源造成公社
木曾三川 水源造成 公社(注記 誤り)	204	<p>【指摘】 森林資産情報の注記の誤り</p> <p>森林資産情報の注記において、前期末残高・当期増加額・当期減少額・当期末残高・回収可能価額について金額の誤りがありました。</p> <p>注記事項として開示すべき情報の内容を理解するとともに、作成した注記情報の財務諸表の関連数値との整合性について確認する必要があります。</p>	木曾三川水 源造成公社
木曾三川 水源造成 公社(数値 誤り)	205	<p>【指摘】 表計算ソフトを利用した資料の数値誤り</p> <p>回収能力見込額の計算を誤った原因は、表計算ソフトにより作成された算定資料の前期数値の当期数値への更新漏れでした。</p> <p>表計算ソフトにより每期作成する資料の場合、当年度の数値のセルを参照するような算式に変更する等、資料の作成方法を工夫するとともに、資料作成者ではない他の職員により計算過程及び計算結果を確認する必要があります。</p>	木曾三川水 源造成公社
木曾三川 水源造成 公社(数値 誤り)	205	<p>【指摘】 回収見込額の計算誤り</p> <p>貸借対照表上の固定負債に計上されている長期の借入金残高のみで資金調達コストを計算していました。</p> <p>回収能力見込額を算出するために、正味売却価額を現在価値に割戻す際に使用する割戻率として用いられる資金調達コストの計算には、1年内返済予定長期借入金として流動負債に振替えられた借入金も含めた借入金残高合計を使用する必要があります。</p>	木曾三川水 源造成公社
木曾三川 水源造成 公社(数値	206	<p>【指摘】 財務諸表等における明細数値の確認の徹底</p> <p>事業資産明細表と貸借対照表価額並びに有形固定資産及び無形固定資産等明細表と貸借対照表とに不整合</p>	木曾三川水 源造成公社

不整合)		<p>がありました。</p> <p>財務諸表の作成にあたっては、資料の信頼性の確認を行うとともに、財務諸表等と附属明細書等の関連項目との整合性が保たれるように、整合性の確認を行うことが必要です。</p>	
木曾三川水源造成公社(経営状況の適時公開と、対策への活用)	212 ~ 213	<p>【指摘】※※ シミュレーションでの変動要因の影響の検討不十分</p> <p>木曾三川水源造成公社では、収支見込と合わせて、木材価格、販売材積及び利率の変動による収入見込の変動を示していますが、これらの変動要因のこれまでの推移等が提示されておらず、変動要因がどの程度の幅で、どの程度変動しうるかについての情報とつながっていないことから、公社の具体的な収益見込の幅を想定することは、実質的にはできない状況です。</p> <p>木曾三川水源造成公社の実施する事業の性格を踏まえ、木曾三川水源造成公社が置かれている状況、経営改善に向けた取組方針とその結果、主たる変動要素の変動を織り込んだシミュレーションを含む木曾三川水源造成公社の経営状況(現状と予測)を県民に対して適時、公開することが必要であると考えます。</p> <p>また、環境要因の変動は、木曾三川水源造成公社の経営状況に対して少なからぬ影響を及ぼすことに鑑みて、リスク要因を適切に把握し、適時、シミュレーションの見直しを行って、リスクを最大に反映させた場合の県への負担も踏まえたうえで、木曾三川水源造成公社における事業内容の見直しなど、県として講じるべき対策の策定に役立てていく必要があります。</p>	治山課 木曾三川水源造成公社
木曾三川水源造成公社(長期収支試算に適用する時価)	213	<p>【意見】 ※※長期収支の試算に使用する時価の検討</p> <p>木曾三川水源造成公社の長期収支の試算においては、木材価格として、過去 5 年の平均値が採用されています。</p> <p>木材価格が下落傾向にあることから、期末時点での木材価格による収支見通しの算定も検討することが望まれます。</p>	木曾三川水源造成公社

＜参考＞スギとヒノキの木材価格 (単位:円/m ³)		
	5年平均	平成24年度
スギ中丸太	11,720	11,400
ヒノキ中丸太	21,340	18,500

以 上